

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C営業所において製品検品・箱詰等の業務に従事していたところ、同年〇月〇日、自宅から自家用車を運転して出勤する途中、交差点を直進しようとしたところ、対向車線を右折してきた普通自動車と接触し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、翌〇日、D病院に受診し「頸椎捻挫、頭部打撲、腰椎捻挫」と診断され、また、平成〇年〇月〇日、E接骨院に受診し、療養の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたものの、請求人には同一部位に既に障害等級第14級に該当する障害（以下「既存障害」という。）があり、障害等級が同じであって加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に残存する障害について、当審査会において、医師の所見等を検討すると、以下のとおりである。

- (1) F医師は、平成○年○月○日付け診断書において、「頸部痛、背中の痛み、日常的には右手・右足の痺れとされており、頸部、腰部、頭部MRIにて異常なし。」と述べている。
- (2) また、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「頸部及び背部の痛みは、頭部、脳の症状とは考え難く、頸椎捻挫に起因すると推察される。さらに、右手及び右足の痺れについては、頭蓋内の画像上検出しうる損傷なし、中枢神経起因とは考え難い。器質的損傷を画像診断で客観的にとらえることはできない。」と述べている。
- (3) さらに、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「頸部及び背部の痛みについては、頸椎・腰椎X P及びMRIで外傷による器質的損傷を認めないことから、頸椎捻挫を原因とする頸部及び背部の痛みである。右手の痺れは頸椎捻挫によるもの、右足の痺れは腰痛捻挫によるもので、F医師は、平成○年○月○日付け診断書において、『請求人の自覚的所見として、頸部痛、背中の痛み、右手・右足の痺れの継続を訴えている』と述べているが、他覚的

神経欠損症状なく、他覚的に神経系統の障害が証明されるものとは捉え難いことから、通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すものに相当する。」と述べている。

- (4) 当審査会としても、医師の所見及び関係資料を精査したが、上記医師らの意見は妥当であり、請求人に残存する障害は、頸部・背部の痛み及び右手・右足の痺れと認められ、また、画像所見において器質的損傷を認められないことから、決定書理由に説示のとおり、障害等級第14級の9「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当するものと判断する。

また、請求人は、右顎関節の痛み及び右感音難聴についても本件災害によるものである旨主張するが、決定書理由に説示のとおり、画像検査等で異常が認められないこと等から、当審査会としても、本件災害との因果関係は認められないと判断する。

- (5) したがって、本件災害により請求人に残存する障害の程度は、上記のとおり障害等級第14級の9であると認められるが、請求人には同一系列に障害等級第14級に該当する既存障害があり、当該既存障害を含めた請求人に残存する障害は、障害等級第14級であることから、労災則第14条第5項の加重に該当しないと判断した監督署長の判断についても妥当であると判断する。

- (6) なお、請求人は、既存障害について、その存在を考慮すべきでない旨主張するが、労災則第14条第5項は明文をもって既存障害の程度を踏まえて給付を行うべき旨を規定しており、その既存障害がいつ発生したかを問題にしていな

- 3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は、障害等級第14級を超えるものとは認められず、加重には該当しないことから、監督署長が請求人に対してした障害給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。